

日本労働法学会奨励賞授与規程

制定 2009年10月18日
最終改正 2022年10月29日

1 目的

日本労働法学会に、日本労働法学会奨励賞を設ける。

日本労働法学会奨励賞（以下、本規程において、奨励賞という）は、労働法学における若手研究者の優れた研究を顕彰することにより、研究を奨励し、労働法学の一層の発展および充実を図ることを目的とする。

2 奨励賞の対象

(1) 各年において、前年4月より翌年3月までに公刊された労働法に関する著書および論文のうち、学術的・理論的に特に優れたと認められるものを、奨励賞の対象とする。公刊の基準時は、雑誌論文の場合においては掲載号（連載については完結号）の、著書の場合においては奥付記載の発行年月日とする。

(2) 受賞者は、原則として、当該著書または論文の公刊時において40歳未満であり、かつ日本労働法学会の学会員である者とする。著書または論文が複数の著者によるときは、その全員が40歳未満でなければならない。

(3) 奨励賞の対象は、原則として、1年につき1件の著書または論文とする。ただし、奨励賞に値する著書または論文が複数あるときには、複数の者を奨励賞の対象とすることができる。また、授賞に相当する著書または論文がない場合には、該当者なしとすることができる。

3 審査

(1) 代表理事は、理事会のもとに奨励賞審査委員会（以下、本規程において、審査委員会という）を設置するものとし、各年において、審査委員会の委員5名を委嘱する。審査委員会は、委員長1名を互選により選出する。

(2) 審査委員会は、各年4月上旬に学会ホームページにおいて、学会員に対して奨励賞候補作の推薦（自薦を含む）を募るとともに、自ら候補作を選定することができる。この場合、奨励賞候補作を推薦する学会員（自薦を含む）は、各年の6月末日までに学会ホームページに掲載する書式を、推薦理由その他必要事項を記載して、審査委員長または学会事務局に提出する。

(3) 審査委員会は、候補作について審査を行い、受賞者を決定する。審査は、原則として9月15日までに行い、審査委員会は、審査結果を理事会に報告する。

4 表彰

毎年、総会において、審査委員会委員長が選考経過を報告し、代表理事から、表彰状を授

与して、受賞者を表彰する。表彰に際しては、副賞として賞金を付す。

5 実施

奨励賞の審査および表彰は、2010年より実施する。

6 改正

理事会は、本規程を改正することができる。本規程の改正は、すみやかに学会ホームページに公開する。この公開をもって、改正の施行とする。